

甲賀市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年3月31日

甲賀市監査委員 山本 哲雄

甲賀市監査委員 西村 慧

令和7年度

# 行政監査結果報告書

《歳入歳出外現金について》

甲賀市監査委員

## 目 次

1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査日	1
4	監査を実施した委員	1
5	監査の対象	1
6	令和6年度歳入歳出外現金の受払執行状況	4
7	監査の方法	5
8	1次調査の結果	7
9	2次調査の結果	11
10	所見	35
11	まとめ	36

## 1 監査のテーマ

「歳入歳出外現金について」

## 2 監査の目的

歳入歳出外現金は、普通地方公共団体の所有に属しない現金であり、債権の担保として徴するもののほか、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができず（地方自治法第235条の4第2項）、その出納及び保管は、歳計現金の出納及び保管の例により、これを行わなければならない（地方自治法施行令第168条の7第3項）とされている。

歳入歳出外現金については、歳計現金と異なり予算に計上されないため、議会の予算決算審議の対象とならず、歳計現金に比べ確認機能が働く機会が少ない状況となっている。このことから、根拠法令や出納及び保管、返金状況、不明金の有無等を全庁横断的に監査することにより、今後の事務の適正な執行に資することを目的とする。

## 3 監査日

### (1) 1次調査（書類）

令和7年10月2日（木）から令和7年10月21日（火）

### (2) 2次調査（聴取）

令和7年12月23日（火）から令和8年2月25日（水）

## 4 監査を実施した委員

甲賀市監査委員 山本 哲雄

甲賀市監査委員 西村 慧

## 5 監査の対象

令和6年度中に歳入歳出外現金の受け払い又は残高が生じているものを対象とした。対象は別表1のとおりである。

【別表1】

区分	款名	項名	所管課等	
保管金	税保管金	普通徴収（現年度分）	総務部税務課	
		普通徴収（滞納繰越分）		
		特別徴収（現年度分）		
		特別徴収（滞納繰越分）		
		督促手数料		
		延滞金		
		滞納処分税		
		滞納処分料		市民環境部保険年金課
	源泉及び特別徴収金	所得稅（給与等）	所得稅（報酬、料金等）	健康福祉部長寿福祉課
			健康保険料等	こども政策部保育幼稚園課
		雇用保険料	生命保険料	会計管理組織会計課
			市県民税	
			財形貯金	
			償還金	
			市町村職員共済	
			公立学校共済	
			市町村職員互助会	
			市職員互助会	
			勤労者互助会	
退職手当負担金	総務部人事課			

一時預かり金	し尿汲み取り代	市民環境部生活環境課	
		バス乗車券代	建設部公共交通推進課
		公的個人認証手数料	市民環境部市民課
		個人番号カード再交付手数料	
	その他一時預かり金	職員福利厚生費	総務部人事課
		介護保険還付金	健康福祉部長寿福祉課
		消防団員福祉共済給付金	総合政策部危機管理課
		その他	総合政策部秘書広報課 総務部人事課
保証金	保証金	契約保証金	総合政策部政策推進課
		総合政策部情報政策課	
		総合政策部土山地域市民センター地域振興課	
		総務部管財課	
		市民環境部生活環境課	
		こども政策部保育幼稚園課 (旧子育て支援施設整備推進室)	
		産業経済部商工労政課	
		産業経済部観光企画推進課	
		産業経済部農村整備課	
		産業経済部林業振興課	
		建設部都市計画課	
		建設部建設管理課	
		建設部建設事業課	
		建設部住宅建築課	

		建設部公共交通推進課
		教育委員会事務局教育総務課
		教育委員会事務局社会教育スポーツ課
		教育委員会事務局歴史文化財課
	住宅保証金	建設部住宅建築課
	指定金融機関保証金	会計管理組織会計課
	入札保証金	総務部管財課

## 6 令和6年度歳入歳出外現金の受払執行状況

(単位：円)

【区分】 款名	6年度当初残高	6年度中受入額	6年度中払出額	6年度末残高
【保管金】 税保管金	600,855,955	3,025,630,034	3,001,964,955	624,521,034
【保管金】 源泉及び特別 徴収金	31,989,956	3,889,986,504	3,889,932,964	32,043,496
【保管金】 一時預かり金	9,100,993	76,141,322	76,292,102	8,950,213
【保管金】 その他一時預 かり金	130,286	36,931,161	36,841,911	219,536
【保証金】 保証金	173,467,371	149,828,830	162,259,820	161,036,381
合計	815,544,561	7,178,517,851	7,167,291,752	826,770,660

## 7 監査の方法

### (1) 1次調査

監査対象に該当する別表1の歳入歳出外現金を保管している部局に対し、関係書類の提出を求め、内容を確認した。

### (2) 1次調査の項目と着眼点

#### ①根拠法令

歳入歳出外現金として取り扱うことに法令の根拠を有しているか。

#### ②歳入歳出外科目の概要

根拠に基づき正確に金額が算定され、収支事務が適切に行われているか。

#### ③管理状況

確認者、確認頻度、管理が適正に行われているか。

#### ④受入れの流れ

受入れの内容、相手方及び時期等が適正に行われているか。

#### ⑤払出しの流れ

払出しの内容、相手方及び時期等が適正に行われているか。

#### ⑥残高の管理

残高の内訳について適正に管理されているか。

#### ⑦滞留金の状況

1年以上滞留している金額はないか。

#### ⑧不明金の状況

残高の内訳に不明金はないか。

#### ⑨マニュアル等の整備

個別整理簿やマニュアル等は整備され、管理体制は構築されているか。

### (3) 2次調査

2次調査については、保管金の大半と保証金の半数について監査委員による聴取

を行った。なお、対象は別表2のとおりである。

【別表2】

所管課等	区分	款名	項名
総合政策部秘書広報課	保管金	その他一時預かり金	その他
総合政策部危機管理課	保管金	その他一時預かり金	消防団員福祉共済給付金
総務部人事課	保管金	源泉及び特別徴収金	健康保険料等 雇用保険料 生命保険料 市県民税 財形貯金 償還金 市町村職員共済 公立学校共済 市町村職員互助会 市職員互助会 勤労者互助会 退職手当負担金
		その他一時預かり金	職員福利厚生費 その他
総務部税務課	保管金	税保管金	普通徴収（現年度分） 普通徴収（滞納繰越分） 特別徴収（現年度分） 特別徴収（滞納繰越分） 督促手数料 延滞金

			滞納処分税
市民環境部市民課	保管金	一時預かり金	公的個人認証手数料 個人番号カード再交付手数料
健康福祉部長寿福祉課	保管金	税保管金	滞納処分料
		その他一時預かり金	介護保険還付金
こども政策部保育幼稚園課	保管金	税保管金	滞納処分料
	保証金	保証金	契約保証金
産業経済部観光企画推進課	保証金	保証金	契約保証金
建設部建設管理課	保証金	保証金	契約保証金
建設部建設事業課	保証金	保証金	契約保証金
建設部住宅建築課	保証金	保証金	契約保証金 住宅保証金
建設部公共交通推進課	保管金	一時預かり金	バス乗車券代
	保証金	保証金	契約保証金
会計管理組織会計課	保管金	源泉及び特別徴収金	所得税（給与等） 所得税（報酬、料金等）
	保証金	保証金	指定金融機関保証金
教育委員会事務局教育総務課	保証金	保証金	契約保証金

## 8 1次調査の結果

本監査の調査対象である歳入歳出外現金は別表1のとおり、26課で54件を所管している。歳入歳出外現金の内訳は、保管金が33件61.1%、保証金が21件38.9%となっている。

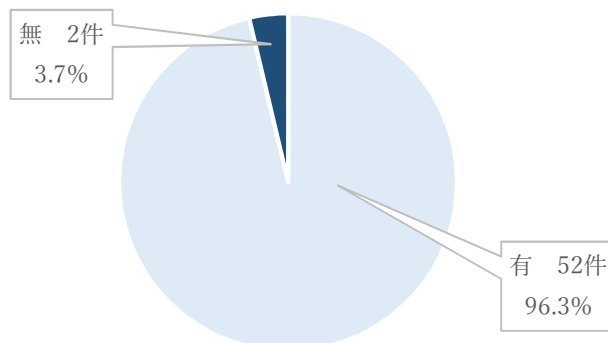
なお、調査票による調査結果は次のとおりである。

### (1) 根拠法令

歳入歳出外現金の取扱いについては、概ね根拠法令に基づき保管されている。た

だし、一部根拠法令にないものが見受けられた。今後の取扱いについて検討された  
い。

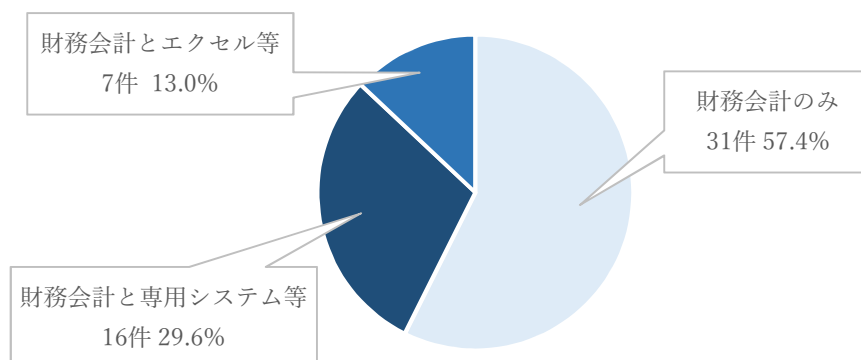
区分	有	無	合計
件数	52件	2件	54件
構成比	96.3%	3.7%	100.0%



## (2) 管理状況

管理状況については、全ての歳入歳出外科目が財務会計システムで管理されている。そのうち42.6%が財務会計システムと他のシステム等による管理をしている。これによりクロスチェック機能が働いている。

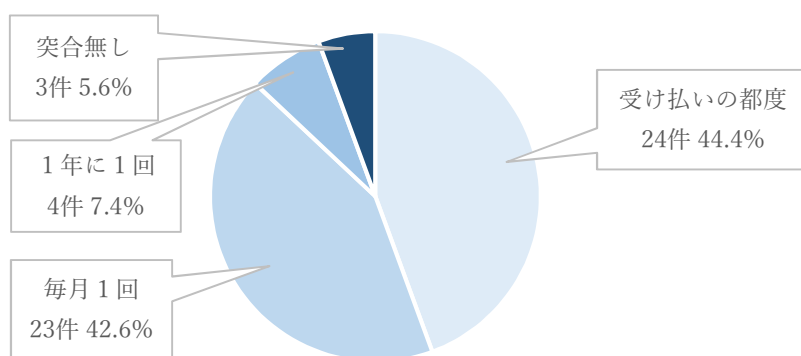
区分	財務会計システム	財務会計システムと専用システム等	財務会計システムとエクセル等	合計
件数	31件	16件	7件	54件
構成比	57.4%	29.6%	13.0%	100.0%



### (3) 残高の管理

残高の突合による確認頻度について、「受け払いの都度」が24件（44.4％）で最も多く、「毎月1回」が23件（42.6％）、「1年に1回」が4件（7.4％）となっているが、突合が行われていなかったものが3件（5.6％）あった。3件のうち2件は債権の担保として徴したもので、一時的に受け入れ、払出しを行っている。

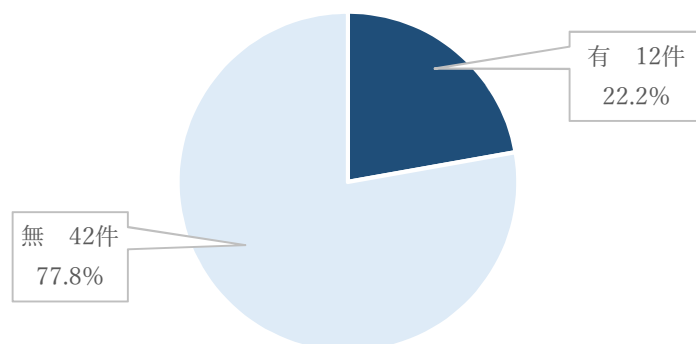
区分	受け払いの都度	毎月1回	1年に1回	突合無し	合計
件数	24件	23件	4件	3件	54件
構成比	44.4％	42.6％	7.4％	5.6％	100.0％



### (4) 滞留金の状況

1年以上滞留しているものは、保管金が11件と保証金1件の12件であった。

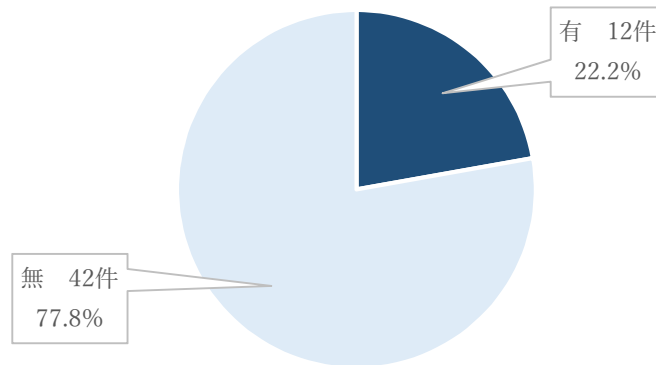
区分	有	無	合計
件数	12件	42件	54件
構成比	22.2％	77.8％	100.0％



(5) 不明金の状況

不明金については、保管金11件と保証金1件の12件であった。

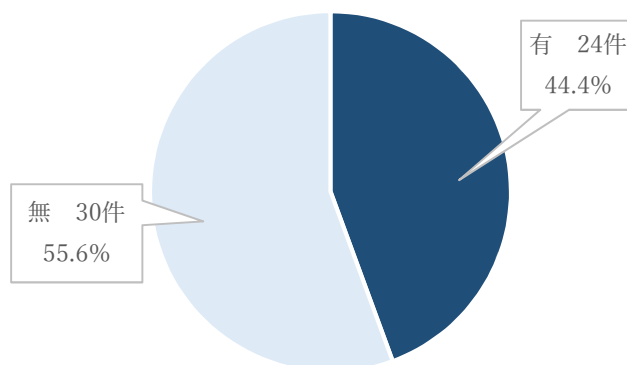
区分	有	無	合計
件数	12件	42件	54件
構成比	22.2%	77.8%	100.0%



(6) 個別整理簿等の整備状況

個別整理簿が整備されているものは、約半数の24件である。

区分	有	無	合計
件数	24件	30件	54件
構成比	44.4%	55.6%	100.0%



## 9 2次調査の結果

1次調査の結果を踏まえ、別表2のとおり、14課40件を対象として、より詳細な内容を確認するため、2次調査を行った。

### 【総合政策部秘書広報課】

#### (1) その他一時預かり金 その他

##### ①根拠法令

無し

##### ②歳入歳出外科目の概要

全国市長会議の交通費については、滋賀県市長会の申合せにより同会の負担となっているため、会議出席前に同会から入金され、理事者に払い出すものである。

##### ③令和6年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
0円	45,200円	45,200円	0円

##### ④監査結果

受払額は全て整合が図られており、適正に処理されていることを確認した。

ただし、歳入歳出外現金の保管金として取り扱うものなのかについては、再度検討されたい。

### 【総合政策部危機管理課】

#### (1) その他一時預かり金 消防団員福祉共済給付金

##### ①根拠法令

消防組織法第24条第2項

水防法第6条の2第2項

##### ②歳入歳出外科目の概要

滋賀県消防協会から振り込まれた消防団員宛ての福祉共済給付金（入院見舞金、障害見舞金、生活援護金等）であり、消防団員等へ適宜払い出すものであ

る。

③令和6年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
0円	1,258,000円	1,151,500円	106,500円

④監査結果

受払額は全て整合が図られており、適正に処理されていることを確認した。

【総務部人事課】

(1) 源泉及び特別徴収金 健康保険料等

①根拠法令

健康保険法第161条第1項・第2項、第164条第1項、第167条第1項・第2項

厚生年金保険法第82条第1項・第2項、第83条第1項、第84条第1項・第2項

②歳入歳出外科目の概要

職員の給与等から控除された保険料及び事業主負担分を受け入れ、給与等支給日以降に厚生労働省年金局からの請求額に基づき払い出すものである。

③令和6年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
9,159,592円	178,954,449円	178,984,049円	9,129,992円

令和6年度末残高	令和7年4月支払い分	滞留金※
9,129,992円	5,192,076円	3,937,916円

※の内訳

- ・ 受入科目誤り 26,425円
- ・ 戻入もれ 28,177円
- ・ 不明金 3,883,314円

#### ④監査結果

年度末残高9,129,992円から令和7年4月支払分の掛金を除いた3,937,916円のうち、26,425円は受入科目誤りによるものであり、既に公金振替により訂正済みであるが、28,177円の戻入もれと3,883,314円の不明金が発生している。

不明金については、財務会計システムに歳入歳出外現金のデータが残る平成24年度まで遡り確認が行われたが、原因の特定には至らなかった。想定される要因としては、事業主負担分の執行誤りの可能性が高いと考えられる。

このことから、戻入もれと不明金は歳入予算に振り替えられる予定であるが、今後は適正な事務処理に向けた改善が求められる。

### (2) 源泉及び特別徴収金 雇用保険料

#### ①根拠法令

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条第1項、第19条第1項、第32条第1項

#### ②歳入歳出外科目の概要

職員の給与等から控除された雇用保険料及び事業主負担分保険料を受け入れ、前年度確定保険料及び当年概算保険料を算定し、滋賀労働局へ3期（分納）により払い出すものである。

#### ③令和6年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
1,782,842円	6,473,382円	6,096,570円	2,159,654円

令和6年度末残高	令和6年度確定保険料不足分	滞留金※
2,159,654円	473,210円	1,686,444円

※の内訳

・受入科目誤り	△79円
・戻入もれ	904円
・不明金	1,685,619円

④監査結果

年度末残高2,159,654円から令和6年度確定保険料不足分を除いた1,686,444円のうち、△79円は受入科目誤りによるものであり、既に公金振替により訂正済みであるが、904円の戻入もれと1,685,619円の不明金が発生している。

不明金については、財務会計システムに歳入歳出外現金のデータが残る平成24年度まで遡り確認をされたところ、職員負担分の控除額は適正であることから、残額については、事業主負担分が一部歳入歳出外会計に残存していたものと考えられる。

このことから、戻入もれと不明金は歳入予算に振り替えられる予定であるが、今後は適正な事務処理に向けた改善が求められる。

(3) 源泉及び特別徴収金 生命保険料

①根拠法令

勤労者財産形成促進法第6条、第7条

確定拠出年金法第70条

地方公務員等共済組合法第112条第1項第3号

地方公務員法第25条第2項

市職員の給与に関する条例第30条

②歳入歳出外科目の概要

職員の給与等から控除された生命保険料等を受け入れ、相手方の指定する期日までに生命保険会社等に払い出すものである。

③令和6年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
1,399,558 円	563,387,276 円	563,286,805 円	1,500,029 円

令和6年度末残高	令和7年4月支払い分	滞留金※
1,500,029 円	1,212,750 円	287,279 円

※の内訳

・受入科目誤り	△31,458 円
・還付予定	324,783 円
・不明金	△6,046 円

④監査結果

年度末残高1,500,029円のうち、滞留額が287,279円あるが、△31,458円は受入科目誤りによるものであり、既に公金振替により訂正済みである。また、324,783円は控除誤りによるものであり、対象者に還付する予定をされている。また、不明金が△6,046円発生していることから調査が行われたが、原因の特定には至らなかった。不足が生じている要因として、同様に受入科目誤りによるものと推測される。

このことから、不明金は受入科目誤りとして公金振替する予定をされているが、今後は適正な事務処理に向けた改善が求められる。

(4) 源泉及び特別徴収金 市県民税

①根拠法令

地方税法第42条第1項、第321条の5第1項

②歳入歳出外科目の概要

職員の給与等から控除された市県民税を受け入れ、翌月10日までに該当する市町村に払い出すものである。

③令和6年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
9,102 円	219,750,900 円	219,750,900 円	9,102 円

④監査結果

年度末残高9,102円については、平成27年度の受入科目誤りによる滞留金15,102円から徴収もれと考えられる6,000円を差し引いた金額である。

なお、住民税については、地方税法第18条において徴収の消滅時効は5年と規定されており、5年以上前の案件であると推測され、時効が成立していることから、残額9,102円を公金振替する予定をされている。今後は適正な事務処理に向けた改善が求められる。

(5) 源泉及び特別徴収金 財形貯金

①根拠法令

地方公務員等共済組合法第112条第1項第3号

地方公務員法第25条第2項

市職員の給与に関する条例第30条

②歳入歳出外科目の概要

滋賀県市町村職員共済組合が行う貯金事業に係る臨時積立金を受け入れ、毎月末までに同組合に払い出すものであるが、現在は、臨時積立については職員本人から直接同組合へ振り込む運用としているため、本科目は使用されていない。

③令和6年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
505,000 円	0 円	0 円	505,000 円

④監査結果

年度末残高505,000円のうち、502,000円の受入科目誤り及び送金もれ等があった。受入科目誤りについては、既に公金振替により訂正済みであ

り、送金もれ等については対象者に還付する予定をされている。なお、不明金 3,000円が発生しているため調査が行われたが、保存期間満了のため文書等が廃棄されている平成23年度以前の不明金であることから、原因の特定には至らなかった。

民法第166条に規定する債権の消滅時効10年を経過していることから、不明金については受入科目誤りと考え、公金振替をする予定をされているが、今後は適正な事務処理に向けた改善が求められる。

## (6) 源泉及び特別徴収金 償還金

### ①根拠法令

地方公務員等共済組合法第112条第1項第4号

地方公務員法第25条第2項

市職員の給与に関する条例第30条

### ②歳入歳出外科目の概要

職員の給与等から控除された滋賀県市町村職員共済組合又は公立学校共済組合滋賀支部が行う貸付事業に係る償還金を受け入れ、毎月末までに同組合に払い出すものである。

### ③令和6年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
1,005円	8,070,048円	8,070,048円	1,005円

### ④監査結果

年度末残高1,005円のうち、5円は控除額誤りであることから、対象者に還付する予定をされている。不明金1,000円が発生しているため調査が行われたが、保存期間満了のため文書等が廃棄されている平成23年度以前のものであることから、原因の特定には至らなかった。

民法第166条に規定する債権の消滅時効10年を経過していることから、歳入予算に振り替えられる予定であるが、今後は適正な事務処理に向けた改善が求

められる。

(7) 源泉及び特別徴収金 市町村職員共済

①根拠法令

地方公務員等共済組合法第115条第1項

②歳入歳出外科目の概要

職員の給与等から控除された掛金及び事業主負担金を受け入れ、毎月末までに滋賀県市町村職員共済組合に払い出すものである。

③令和6年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
563,440 円	2,100,620,058 円	2,101,117,743 円	65,755 円

④監査結果

年度末残高65,755円のうち、53,953円については受入科目誤りや還付もれ等によるものであり、受入科目誤りについては既に公金振替により訂正済みであり、その他については、それぞれ対象者に還付・公金振替・歳入予算への振替を予定されている。なお、不明金11,802円について調査が行われたが、原因の特定には至らなかった。要因として、受入科目誤りや負担金の執行誤り等が考えられる。

なお、生命保険料において残額の不足が生じていることから、不明金の一部は受入科目誤りと考え、3,046円を公金振替し、残額8,756円については歳入予算に振り替えられる予定であるが、今後は適正な事務処理に向けた改善が求められる。

(8) 源泉及び特別徴収金 公立学校共済

①根拠法令

地方公務員等共済組合法第115条第1項

②歳入歳出外科目の概要

滋賀県からの割愛人事である教員の給与から控除された掛金及び事業主負担金を受け入れ、毎月末までに公立学校共済組合滋賀支部に払い出すものである。

③令和6年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
0円	42,801,548円	42,801,548円	0円

④監査結果

受払額は全て整合が図られており、適正に処理されていることを確認した。

(9) 源泉及び特別徴収金 市町村職員互助会

①根拠法令

地方公務員法第25条第2項

市職員の給与に関する条例第30条

②歳入歳出外科目の概要

職員の給与等から控除された掛金及び事業主負担金を受け入れ、毎月末までに滋賀県市町村職員互助会に払い出すものである。

③令和6年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
10,250円	25,221,979円	25,231,699円	530円

④監査結果

年度末残高530円の確認を行ったところ、△2,178円の受入科目誤りがあることが分かったため、既に公金振替により対応されている。なお、不明金が2,708円発生しているため調査が行われたが、原因の特定には至らなかった。要因として、受入科目誤りや負担金の執行誤り等が考えられる。

このことから、不明金は歳入予算に振り替えられる予定であるが、今後は適正な事務処理に向けた改善が求められる。

(10) 源泉及び特別徴収金 市職員互助会

①根拠法令

地方公務員法第25条第2項

市職員の給与に関する条例第30条

②歳入歳出外科目の概要

職員の給与等から控除された会費を受け入れ、毎月末までに市職員互助会に払い出すものである。

③令和6年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
430,584 円	5,480,400 円	5,910,984 円	0 円

④監査結果

受払額は全て整合が図られており、適正に処理されていることを確認した。

(11) 源泉及び特別徴収金 勤労者互助会

①根拠法令

地方公務員法第25条第2項

市職員の給与に関する条例第30条

②歳入歳出外科目の概要

会計年度任用職員の給与等から控除された会費を受け入れ、毎月25日までに一般財団法人甲賀湖南中小企業福利サービスセンターに払い出すものである。

③令和6年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
0 円	57,400 円	57,400 円	0 円

④監査結果

受払額は全て整合が図られており、適正に処理されていることを確認した。

(12) 源泉及び特別徴収金 退職手当負担金

①根拠法令

地方自治法第204条

滋賀県市町村職員の退職手当に関する条例第30条

②歳入歳出外科目の概要

給与に係る負担金を受け入れ、毎月末までに滋賀県市町村職員退職手当組合に払い出すものである。

③令和6年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
13,092 円	494,769,300 円	494,769,300 円	13,092 円

④監査結果

年度末残高13,092円のうち、負担金執行誤りや過年度負担金返還分の戻入もれによる944円が滞留している。なお、不明金12,148円について調査が行われたが、原因の特定には至らなかった。要因として、給与計算時の負担金の執行誤りが考えられる。

このことから、不明金等について歳入予算に振り替えられる予定であるが、今後は適正な事務処理に向けた改善が求められる。

(13) その他一時預かり金 職員福利厚生費

①根拠法令

地方公務員法第25条第2項

市職員の給与に関する条例第30条

②歳入歳出外科目の概要

職員の給与等から控除された職員組合費について受け入れ、毎月末までに市職員組合又は市会計年度任用職員労働組合に払い出すものである。また、職員が加入する団体生命保険等に係る返戻金等を受け入れ、給与支給日に併せて払い出すものである。

③令和6年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
118,110 円	35,172,668 円	35,189,918 円	100,860 円

令和6年度末残高	令和7年4月支払い分	滞留金※
100,860 円	30,250 円	70,610 円

※の内訳

・受入科目誤り	△90,640 円
・還付予定	78,004 円
・不明金	83,246 円

④監査結果

年度末残高100,860円のうち、滞留額が70,610円あるが、受入科目誤りが△90,640円、還付もれが78,004円あった。受入科目誤りは既に公金振替により訂正済みであり、還付金については対象者に還付する予定をされている。なお不明金83,246円が発生していることから調査が行われたが、原因の特定には至らなかった。

不明金の一部は職員組合費であり、対応については職員組合と協議を行い、残額は歳入予算に振り替えられる予定である。今後は適正な事務処理に向けた改善が求められる。

(14) その他一時預かり金 その他

①根拠法令

地方自治法第204条

市職員の給与に関する条例第25条

②歳入歳出外科目の概要

3月に欠勤が生じた会計年度任用職員の給与等の減額分を4月給与処理時に受け入れ、一般会計へ戻入を行うなど、既存の科目に属さないものについて受入れ

及び払出しを行うものである。

③令和6年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
0円	455,293円	455,293円	0円

④監査結果

受払額は全て整合が図られており、適正に処理されていることを確認した。

【総務部税務課】

- (1) 税保管金 普通徴収（現年度分）
- 税保管金 普通徴収（滞納繰越分）
- 税保管金 特別徴収（現年度分）
- 税保管金 特別徴収（滞納繰越分）

①根拠法令

地方税法第42条

②歳入歳出外科目の概要

住民税（市民税・県民税）は、市民が毎年1月1日現在の住所を有する市及び県に支払う税金であり、地方税法第42条により、納税する際は、市民税県民税を一括して市に納めなければならないとされていることから、市・県民税を受け入れ、市民税分は市の歳入予算に振替を行い、県民税分は期日までに県へ払い出すものである。

③令和6年度中の受払状況

普通徴収（現年度分）

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
0円	660,547,894円	567,767,883円	92,780,011円

普通徴収（滞納繰越分）

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
98,431,626円	△10,355,867円	76,039,353円	12,036,406円

特別徴収（現年度分）

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
0 円	2,417,019,421 円	1,902,328,321 円	514,691,100 円

特別徴収（滞納繰越分）

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
498,031,363 円	△109,656,320 円	387,515,381 円	859,662 円

④監査結果

受払額は全て整合が図られており、適正に処理されていることを確認した。

(2) 税保管金 督促手数料

①根拠法令

地方税法第42条、第329条、第330条

②歳入歳出外科目の概要

住民税（市民税・県民税）は、市民が毎年1月1日現在の住所を有する市及び県に支払う税金であり、地方税法第42条により、納税する際は、市民税県民税を一括して市に納めなければならないとされていることから、それに係る市県民税督促手数料を受け入れ、市の歳入予算に振り替えるものである。

③令和6年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
76,400 円	△600 円	1,400 円	74,400 円

④監査結果

受払額は全て整合が図られており、適正に処理されていることを確認した。

(3) 税保管金 延滞金

①根拠法令

地方税法第42条、第326条

②歳入歳出外科目の概要

住民税（市民税・県民税）は、市民が毎年1月1日現在の住所を有する市及び県に支払う税金であり、地方税法第42条により、納税する際は、市民税県民税を一括して市に納めなければならないとされていることから、それに係る市県民税延滞金を受け入れ、市民税分は市の歳入予算に振替を行い、県民税分は期日までに県へ払い出すものである。

③令和6年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
2,242,805 円	5,392,927 円	5,049,100 円	2,586,632 円

④監査結果

受払額は全て整合が図られており、適正に処理されていることを確認した。

(4) 税保管金 滞納処分税

①根拠法令

国税徴収法第67条第1項

②歳入歳出外科目の概要

滞納処分に伴う差押え等による徴収金を受け入れ、一般会計へ振り替えるものである。

③令和6年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
2,073,761 円	61,818,815 円	62,490,453 円	1,402,123 円

④監査結果

受払額は全て整合が図られており、適正に処理されていることを確認した。

【市民環境部市民課】

(1) 一時預かり金 公的個人認証手数料

①根拠法令

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第

## 67条第1項第1号

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に基づく手数料の額を定める規程

### ②歳入歳出外科目の概要

カードの紛失などの理由で再交付を希望される場合、カード1枚につき電子証明（公的個人認証）発行手数料200円を徴収したものを受け入れ、地方公共団体情報システム機構からの前年度分請求書を受付後に、一括して払い出すものである。

### ③令和6年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
103,800円	154,000円	105,200円	152,600円

### ④監査結果

受払額は全て整合が図られており、適正に処理されていることを確認した。

## (2) 一時預かり金 個人番号カード再交付手数料

### ①根拠法令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第18条の2第1項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく手数料の額を定める規程

### ②歳入歳出外科目の概要

カードの紛失などの理由で再交付を希望される場合、カード1枚につきカード再交付手数料800円（特急発行の場合は1,800円）を徴収したものを受け入れ、地方公共団体情報システム機構からの前年度分請求書を受付後に、一括して払い出すものである。

③令和6年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
421,600 円	624,800 円	421,600 円	624,800 円

④監査結果

受払額は全て整合が図られており、適正に処理されていることを確認した。

【健康福祉部長寿福祉課】

(1) 税保管金 滞納処分料

①根拠法令

国税徴収法第62条第2項、第76条第5項、第82条第1項、第133条

②歳入歳出外科目の概要

税務課滞納債権対策室が差押えを行った金額のうち介護保険料に充てる金額を受け入れ、介護保険特別会計へ振り替えるものである。

③令和6年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
0 円	131,700 円	110,000 円	21,700 円

④監査結果

年度末残高21,700円については、本来であれば徴収した後に一連の事務処理を行い、介護保険特別会計へ振り替える必要があったが、事務処理の遅延により未払金が発生した。

令和7年9月に振替が終わっていることから、受払額は全て整合が図られていることを確認したが、今後は適正な事務処理に向けた改善が求められる。

(2) その他一時預かり金 介護保険還付金

①根拠法令

介護保険法第51条

②歳入歳出外科目の概要

高額介護サービス費等の支払にあたり、振込不能となった金額について、一時的に歳入歳出外会計で受け入れ、振込口座が分かり次第払出し処理を行っていた。なお、現在は使用しておらず、介護保険特別会計に戻入処理を行い、振込口座が分かり次第支払が行われている。

③令和6年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
12,176 円	0 円	0 円	12,176 円

④監査結果

年度末残高12,176円について、平成25年度において、死亡後に生じた高額介護サービス費1件が振込不能となり、歳入歳出外会計に残ったものである。本来であれば、時効満了時に介護保険特別会計へ振り替える必要があったが、引継ぎが適切に行われずに処理できていなかったものである。

既に時効が満了していることから、介護保険特別会計の歳入予算へ振り替えられる予定であるが、今後は、受払額の整合を図るために必要な措置を講じるとともに、適正な事務処理に向けた改善が求められる。

【こども政策部保育幼稚園課】

(1) 税保管金 滞納処分料

①根拠法令

国税徴収法第76条第1項

児童福祉法第56条

②歳入歳出外科目の概要

保育園保育料の滞納処分に伴う給与等の差押えによる徴収金を受け入れ、一般会計へ振り替えるものである。

③令和6年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
0 円	136,000 円	67,000 円	69,000 円

④監査結果

受払額は全て整合が図られており、適正に処理されていることを確認した。

(2) 保証金 契約保証金

①根拠法令

地方自治法施行令第167条の16

②歳入歳出外科目の概要

受注者が契約上の業務を確実に履行することを保証するため、発注者に納付する担保金であり、契約金額の10分の1以上を納付書により受け入れ、工事検査完了後、受注者から提出される保管金等還付請求書により全額払い出すものである。

③令和6年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
572,220 円	5,204,640 円	5,013,020 円	763,840 円

④監査結果

受払額は全て整合が図られており、適正に処理されていることを確認した。

【産業経済部観光企画推進課】

(1) 保証金 契約保証金

①根拠法令

地方自治法施行令第167条の16

②歳入歳出外科目の概要

受注者が契約上の業務を確実に履行することを保証するため、発注者に納付する担保金であり、契約金額の10分の1以上を納付書により受け入れ、工事検査完了後、受注者から提出される保管金等還付請求書により全額払い出すものである。

③令和6年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
0 円	755,000 円	480,000 円	275,000 円

④監査結果

受払額は全て整合が図られており、適正に処理されていることを確認した。

【建設部建設管理課】

(1) 保証金 契約保証金

①根拠法令

地方自治法施行令第167条の16

②歳入歳出外科目の概要

受注者が契約上の業務を確実に履行することを保証するため、発注者に納付する担保金であり、契約金額の10分の1以上を納付書により受け入れ、工事検査完了後、受注者から提出される保管金等還付請求書により全額払い出すものである。

③令和6年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
1,150,820 円	4,551,030 円	1,557,820 円	4,144,030 円

④監査結果

受払額は全て整合が図られており、適正に処理されていることを確認した。

【建設部建設事業課】

(1) 保証金 契約保証金

①根拠法令

地方自治法施行令第167条の16

②歳入歳出外科目の概要

受注者が契約上の業務を確実に履行することを保証するため、発注者に納付する担保金であり、契約金額の10分の1以上を納付書により受け入れ、工事検査

完了後、受注者から提出される保管金等還付請求書により全額払い出すものである。

③令和6年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
5,627,050 円	10,096,130 円	7,188,280 円	8,534,900 円

④監査結果

受払額は全て整合が図られており、適正に処理されていることを確認した。

【建設部住宅建築課】

(1) 保証金 契約保証金

①根拠法令

地方自治法施行令第167条の16

②歳入歳出外科目の概要

受注者が契約上の業務を確実に履行することを保証するため、発注者に納付する担保金であり、契約金額の10分の1以上を納付書により受け入れ、工事検査完了後、受注者から提出される保管金等還付請求書により全額払い出すものである。

③令和6年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
128,731,900 円	68,580,270 円	96,794,500 円	100,517,670 円

④監査結果

受払額は全て整合が図られており、適正に処理されていることを確認した。

(2) 保証金 住宅保証金

①根拠法令

地方自治法施行令第167条の16

公営住宅法第18条

## ②歳入歳出外科目の概要

公営住宅の入居に係る敷金であり、算定については、公営住宅法第18条第1項で、賃貸借契約に伴い生ずる入居者に対する債権を担保するため「入居者から3月分の家賃に相当する金額の範囲内で徴収することができる」とされている。また、市営住宅条例第18条第3項では「入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する」としており、当該条項に基づき敷金を受け入れ、払い出すものである。

## ③令和6年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
21,233,121 円	320,700 円	891,900 円	20,661,921 円

## ④監査結果

住宅保証金の残高について、令和6年度末で20,661,921円であるが、基幹系システムで管理する敷金管理台帳では、総額14,014,426円であり、差額は6,647,495円であることが判明した。

基幹系システムにデータ保存のある平成29年度以降の退去者データと財務会計システムの出納履歴以外の資料が存在せず、この差額の発生原因等については不明であるものの、想定される要因として、住宅保証金の運用益を歳入予算に振り替えるなどの適正処理がされていなかった可能性が高いと考えられる。

このことから、不明金については、歳入予算に振り替えられる予定である。

敷金管理台帳等の整備を行い、敷金の出納を財務会計システムと都度整合を図るなど適正管理されたい。

## 【建設部公共交通推進課】

### (1) 一時預かり金 バス乗車券代

#### ①根拠法令

無し

## ②歳入歳出外科目の概要

市役所及び地域市民センターにおいて、バスの定期券やフリー乗車券等の販売を行っているが、売上金はバス会社が取得することから、市で販売した金額を随時歳入歳出外科目に受け入れ、信楽高原鐵道株式会社、滋賀バス株式会社、株式会社シガ・エージェントシステム、滋賀タクシー株式会社へ原則月1回売上金を払い出すものである。

## ③令和6年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
555,820 円	13,238,282 円	12,964,022 円	830,080 円

## ④監査結果

受払額は全て整合が図られており、適正に処理されていることを確認した。

## (2) 保証金 契約保証金

### ①根拠法令

地方自治法施行令第167条の16

### ②歳入歳出外科目の概要

受注者が契約上の業務を確実に履行することを保証するため、発注者に納付する担保金であり、契約金額の10分の1以上を納付書により受け入れ、工事検査完了後、受注者から提出される保管金等還付請求書により全額払い出すものである。

### ③令和6年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
0 円	237,600 円	237,600 円	0 円

### ④監査結果

受払額は全て整合が図られており、適正に処理されていることを確認した。

## 【会計管理組織会計課】

### (1) 源泉及び特別徴収金 所得税（給与等）

源泉及び特別徴収金 所得税（報酬、料金等）

#### ①根拠法令

所得税法第183条

#### ②歳入歳出外科目の概要

所得税は、源泉徴収制度が採用されており、給与等の所得を支払う際に差し引いた所得税を、所得を支払った月の翌月10日までに国に納付しなければならないことから、源泉所得税を受け入れ、国税庁へ払い出すものである。

#### ③令和6年度中の受払状況

源泉及び特別徴収金 所得税（給与等）

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
13,259,310 円	228,833,964 円	229,221,258 円	12,872,016 円

源泉及び特別徴収金 所得税（報酬、料金等）

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
4,856,181 円	15,565,800 円	14,634,660 円	5,787,321 円

#### ④監査結果

受払額は全て整合が図られており、適正に処理されていることを確認した。

### (2) 保証金 指定金融機関保証金

#### ①根拠法令

地方自治法施行令第168条の2

#### ②歳入歳出外科目の概要

本市と市指定金融機関との間において締結した契約に基づき、公金取扱事務の担保として保管されている現金であり払出しはなく、毎年度繰り越しているものである。

③令和6年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
5,000,000 円	0 円	0 円	5,000,000 円

④監査結果

受払額は全て整合が図られており、適正に処理されていることを確認した。

【教育委員会事務局教育総務課】

(1) 保証金 契約保証金

①根拠法令

地方自治法施行令第167条の16

②歳入歳出外科目の概要

受注者が契約上の業務を確実に履行することを保証するため、発注者に納付する担保金であり、契約金額の10分の1以上を納付書により受け入れ、工事検査完了後、受注者から提出される保管金等還付請求書により全額払い出すものである。

③令和6年度中の受払状況

年度当初残高	年度中受入額	年度中払出額	年度末残高
737,990 円	47,936,900 円	35,142,690 円	13,532,200 円

④監査結果

受払額は全て整合が図られており、適正に処理されていることを確認した。

10 所見

今回の監査の対象とした事務について、今後は以下の点に留意されたい。

(1) マニュアルの整備について

業務内容が複雑でないという理由でマニュアル等を作成せずに事務処理を行っている課が見受けられた。マニュアル等は、職員の事務処理の軽減や誤処理を防ぐ効果だけではなく、特に頻度が少ない事務処理においては、適切かつ有効な手

段となる。

公営住宅敷金等のように、保管期間が長期にわたるものもあり、受入れから払出しまでの間に、担当者の人事異動等も予想されることから、業務の健全性や透明性の確保等、継続した適正管理が求められる。

## (2) 残高の突合と払出しの遅延について

残高の突合を行っていない課や、エクセルファイルや専用システム等と残高の突合不一致のまま放置している課も見受けられた。

公営住宅敷金である住宅保証金の不明金については、令和7年度中に歳入予算に振り替えられる予定である。今後、不明金を生じさせないよう管理を徹底するため、定期的に突合を行うなど適正な事務を遂行されたい。

また、保管金である健康保険料等・雇用保険料・生命保険料・市県民税・財形貯金・償還金・市町村職員共済・市町村職員互助会・退職手当負担金・職員福利厚生費の不明金は合計5,670,791円となる。原因として、事業主負担金の誤計算や受入科目誤りが考えられるが、令和7年度中に歳入予算に振り替えられる予定である。今後は、財務会計システムや専用システムと残高の突合を毎月実施し、適正な事務を執行されたい。

## 11 まとめ

「歳入歳出外現金等の年度末における残高は、翌年度に繰り越すものとする」と規定しているにもかかわらず、年度内に歳入歳出外現金の変動のないものは、年度末に残高確認を行っていないものが複数の課であった。歳入歳出外現金における滞留金や不明金の発生を未然に防ぐためには、当該年度中に変動がなかった場合においても、当該年度末の残高を確認し、翌年度への繰越金額を明確にしておく必要があると考える。

長期間の保管を行うことが多い保管金や保証金は、不明金等となるリスクが高いため、マニュアル等の整備及び事務引継書による職員間の引継ぎが不明金の発生を防ぐ有効な手段の一つであると考えられる。

歳入歳出外現金は、市の所有に属さず、法令の規定により市が一時的に預かる現金であるが、その出納及び保管は地方自治法施行令第168条の7第3項において、歳計現金の例により行わなければならないと規定されている。また、市財務規則第98条においても、厳正な事務処理を行うことが求められている。

このことから、歳入歳出外現金を取り扱う課においては、市民等からの現金を保管していることによる事務処理の重要性を認識し、会計管理組織においては、各課で不明金や支払遅延等が発生し、市民や債権者からの信頼を損なうことのないよう指導をより一層強化し、歳入歳出外現金の適正管理に努められることを強く要望するものである。